

公 告

令和３年度和歌山県立こころの医療センター未収金回収業務委託について、公募型プロポーザルを行うので次のとおり公告する。

令和 ３年 ９月 13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 参加資格等

(1)参加資格

以下①から⑦をすべて満たす事業者であること。

- ① 次のいずれかの要件を満たしていること。
 - ・ 弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条に規定する弁護士、又は同法第30条の2に規定する弁護士法人であること。
 - ・ 司法書士法（昭和25年法律第197号）第4条に規定する司法書士、又は同法第26条に規定する司法書士法人であり、第3条第2項に規定する認定司法書士（法人）であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- ④ 平成28年4月1日以降に、医療機関における患者負担金に係る未収金回収業務の受託実績を有すること。
- ⑤ 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- ⑥ 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- ⑦ 和歌山県から入札参加資格停止を受けている期間中でない者であること。

(2)参加者からの除外

次の要件に1つでも該当する場合は、選考の対象から除外する。

- ① 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- ② 法的整理が開始されるなど、いわゆる「倒産状態」となったとき。
- ③ 取締役が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴されたとき。
- ④ 威圧その他の行為により公正かつ円滑な選考を妨げたとき。

(3)費用の負担

参加にかかる費用はすべて参加者の負担とする。

2 業務概要

(1)業務名称

令和3年度和歌山県立こころの医療センター未収金回収業務

(2)業務の内容

別紙「令和3年度和歌山県立こころの医療センター未収金回収業務委託仕様書」のとおり

(3)委託期間

委託の日から令和4年3月31日まで

3 提出期間および提出方法

下記①の期間において、企画提案書を②の提出場所に郵送又は持参すること。なお、郵送の場合は、書留郵便によることとし、提出期間最終日の午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

① 提出期間：令和3年10月1日（金）から令和3年10月7日（木）

持参の場合の受付期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで。

② 提出場所：和歌山県立こころの医療センター事務局

〒643-0811 和歌山県有田郡有田川町庄31

TEL 0737-52-3221（代）

③ 提出部数：6部（原本1部、写し5部）

4 企画提案書の審査

(1)審査方法

提出された企画提案書及び添付書類については「和歌山県立こころの医療センター未収金回収業務委託プロポーザル審査委員会」における審査により、受託候補者と次点者を選定する。選定後、受託候補者に1(2)に定める除外事項が判明した場合等は次点者と契約する。

令和3年度和歌山県立こころの医療センター未収金回収業務委託に係る公開型プロポーザル募集要領

1 目的

和歌山県立こころの医療センターにおける診療費（患者負担分）等に係る未収金回収業務について、必要な実務能力と資格を有する者に業務を委託することにより、患者負担の公平性を確保するとともに、効率的かつ効果的に未収金を回収・整理し、未収金残高を縮減することを目的とする。

2 プロポーザルの概要

(1) 業務名

和歌山県立こころの医療センター未収金回収業務

(2) 業務内容

入院診療費（患者負担分）等に係る未収金債権（委託対象未収金額約 1,172 万円・・・経済的困窮 27 件、行方不明 11 件、死亡 22 件）及び外来診療費（患者負担分）等に係る未収金債権（委託対象未収金額約 21 万円・・・経済的困窮 23 件、行方不明 12 件、死亡 7 件）の管理
及び回収業務（当年度の本業務における回収予定金額約 300 万円）

詳細については、「和歌山県立こころの医療センター未収金回収業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約日から令和4年3月31日まで

3 参加資格

以下の各号の全ての要件に該当する者とする。

(1) 次のいずれかの要件を満たしていること。

① 弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条に規定する弁護士、又は同法第30条の2に規定する弁護士法人であること。

② 司法書士法（昭和25年法律第197号）第4条に規定する司法書士、又は同法第26条に規定する司法書士法人であり、第3条第2項に規定する認定司法書士（法人）であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がない者であること。

(4) 平成28年4月1日以降に医療機関における患者負担金に係る未収金回収業務の受託実績を有すること。

(5) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(6) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

(7) 和歌山県から入札参加資格停止を受けている期間中でない者であること。

4 参加手続き

参加表明書（様式第1号）の提出により、参加を受け付ける。

(1) 事務担当

和歌山県立こころの医療センター事務局業務課 太多
〒643-0811 和歌山県有田郡有田川町庄31番地
電話 0737-52-3221
FAX 0737-52-5571
電子メール ota_t0002@pref.wakayama.lg.jp

(2) 参加表明書（様式第1号）の提出

- ① 提出方法 持参又は郵送
- ② 提出期限 令和3年9月30日（木）午後5時まで（必着）
- ③ 提出先 上記4（1）

(3) 質問書（様式第2号）の受付及び回答

- ① 提出方法 FAX又は電子メール
- ② 提出先 上記4（1）
- ③ 提出期限 令和3年9月21日（火）午後5時まで（必着）
- ④ 回答方法 質問をとりまとめの上、令和3年9月28日（火）までに和歌山県立こころの医療センターホームページに掲載する。

5 選考方法

企画提案書の提出とプレゼンテーションによる。

(1) 企画提案書等

- ① 提出方法 持参又は郵送
- ② 提出先 上記4（1）
- ③ 提出期間 令和3年10月1日（金）～令和3年10月7日（木）午後5時まで（必着）
- ④ 提出書類

ア 企画提案書（様式第3号）

次に掲げる事項を含む内容とし、A4版5ページ以内で作成。

(7) 業務実施方針

- a 基本的な取組姿勢
- b 法令遵守に関する考え方

(イ) 組織・実施体制

- a 業務実施体制、実施予定人員
- b 管理責任者、指揮監督者等
- c 個人情報保護に関する考え方

(ウ) 業務実施方法

- a 支払案内、支払方法の相談、居所等調査、集金等業務などの業務フロー
- b 支払案内における案内の内容がわかる資料（雛型）

(エ) 誓約書

- イ 提案者（会社）概要
- ウ 弁護士又は司法書士の資格を有することを証明する書類の写し
- エ 弁護士法人又は司法書士法人にあつては、履歴事項全部証明書の写し
- オ 決算状況がわかる書類（直近の会計年度から3年分）

⑤ 提出部数 6部（1部を正本とし、5部は複写で可）

（2）プレゼンテーションの実施

- ① 日時 令和3年10月中旬（予定）
- ② 場所 和歌山県立こころの医療センター 診療管理棟2階B会議室（予定）

※ 日時等については、参加者に別途通知する。

6 最優秀提案者等の選考、決定及び通知の方法

（1）選考方法

選考は、「和歌山県立こころの医療センター未収金回収業務委託プロポーザル審査委員会」において行い、最優秀提案者及び優秀提案者を決定する。

（2）評価項目及び評価基準

（業務実施方針）

- ・ 委託業務の目的に合致しているか
- ・ 診療債権の性格を理解し、債務者への配慮がなされているか

（組織・実施体制）

- ・ 組織体制及び人員配置について十分か
- ・ 委託業務に必要な知識及び経験を有する人材を確保しているか

（法令遵守及び個人情報保護対策）

- ・ 法令遵守に対する考え方や取組内容が適切か
- ・ 個人情報の保護に対する考え方や取組内容が適切か

（業務実施方法と実績）

- ・ 具体性及び実現性は高いか
- ・ 各提案者における特徴や優位性があるか
- ・ 類似の未収金回収業務において十分な実績を有しているか

（価格）

- ・ 価格（成功報酬（率））は低廉か

（3）選考結果の通知

選考結果は、参加者全員に対して書面で通知する。

（4）選考後の取り扱い

最優秀提案者として選考された者と契約交渉を行う。ただし、契約交渉が不調となった場合は、優秀提案者と契約交渉を行う。

（5）最優秀提案者が2者以上存在する場合の取り扱い

最優秀提案者が2者以上存在する場合は、当該者にくじを引かせ、契約交渉を行う者の順番を決定する。くじは、契約交渉者の順番を決定するため、紙に該当者と同数の直線を引き、「1、2、3、・・・」と表示をする。くじを引く順番はくじで決め、くじを引く順番を決めるための

くじは提出書類の受付け順で引くものとする。

(6) 提案者が1者の場合の取り扱い

提案者が1者であった場合は、企画提案書等の審査及びプレゼンテーションにより委託することが適切でないと判断される場合を除いて、同者を最優秀提案者として取り扱う。

委託することが適切でないと判断した場合、書面で提案者にその理由を通知する。

(7) 提案者がいない場合の取り扱い

提案者がいない場合は、再度募集を行う。

7 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 留意事項

① 書類の著作権は、参加者に帰属する。

② 提出書類は、返却しない。なお、企画提案者の選定以外に無断で使用しないものとする。

③ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とするとともに、虚偽を記載した者に対して指名停止の措置を行うことがある。

④ 書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(3) 参加に要する費用

本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

(4) 災害などにより不測の事態が生じた場合は、本件に関する手続きを延期することがある。

令和3年度和歌山県立こころの医療センター未収金回収業務委託仕様書

(1) 業務の目的

和歌山県立こころの医療センター（以下「当センター」という。）における診療費（患者負担分）等に係る未収金回収業務について、必要な技術と資格を有する者に業務を委託することにより、患者負担の公平性を確保するとともに、効率的かつ効果的に未収金を回収・整理し、未収金残高を縮減することを目的とする。

(2) 委託する債権

発生又は最終支払いから、概ね6か月を経過した次に掲げる患者負担金等

- ① 当センターからの請求では円滑かつ効率的な回収が見込めないもの
 - ② 債務者の転居等により請求先が不明となっているもの
 - ③ その他、当センターからの催告の続行が適当でないと認められるもの
- なお、次に掲げる債権は委託しない。
- i 分納中、その他の理由により納付が見込めるもの
 - ii 訴訟等の法的措置を実施しているもの
 - iii 医療上の紛争が見込まれるなど委託することが適切でないもの
 - iv その他、委託することが適切でないと判断するもの

(3) 回収業務の実施体制

事務スタッフの多寡は問わないが、責任者は弁護士または司法書士とする。

(4) 業務の実施方法

当センターの患者負担金等について

- 架電・文書による分割支払相談を必要に応じ行う。
 - 文書による債務者との交渉を行うとともに、反応の無い場合は架電及び訪問による交渉を必ず行う。
 - 債務者から入金があった場合、受託者がひと月分とりまとめ、翌月10日までに当センターが指定する口座にまとめて入金する。
 - 債務者からの入金をとりまとめ、当センターが指定する口座に入金する際、受託者は債務者ごとの氏名（漢字・カナ）、請求額、入金額、取扱番号を書面で当センターに報告する。
 - 債務者の居所が不明の場合は、住民票等の取得による現住地調査を行う。
 - 債務者が死亡している場合は、戸籍の取得による相続人調査を行い、相続人に上記業務を行う。
 - 上記実施に伴う債務者ごとの対応状況の記録及び保存、並びに当センターの求めに応じた報告を毎月書面で行う。月末時点における報告を翌月10日（当該日が土、日曜日または祝日にあたる場合はその翌平日）までに報告すること。
- 報告の内容は、架電による督促等の場合には、実施年月日、応答した者の債務者との関係、交渉内容等、文書による督促等の場合には、実施年月日、文書の内容、債務者側の文書收受状況、債務者からの返答内容とする。

また、現住地調査や相続人調査を行った場合は、入手した住民票や戸籍謄本、抄本、附票を添付し、調査により判明した住所や、債務者と相続人の関係を明らかにする。

入金があった場合には、請求額と入金年月日及び方法を記録し、分割入金の場合は、その都度入金状況を整理、記録する。

○調査の結果、債権の回収が不能と認められる場合は、回収不能報告書（回収不能事実及び回収不能理由を記載したもの）を提出すること。

(5) 提供する情報等

受託者が本業務を遂行するにあたって、当センターが提供する債務者の個人情報の範囲は、次のとおりとする。

(ア) 債務者の基本情報

氏名（漢字・カナ）、性別、住所、電話番号、未収額、請求内容（入院・外来の別）、診察日、取扱番号

(イ) 保証人がある場合は保証人の基本情報

氏名、住所、電話番号（判明している場合）、債務者との関係

(ウ) その他、本業務を行う上で必要となる情報

(6) 契約期間

契約の期間は、契約の日から令和4年3月31日まで

(7) 委託費（成功報酬）

(ア) 委託費の算出

委託費は、各月の回収した債権額（委託債権が保険適用等により保険者等から当センターが受ける経済的利益を含む。）に成功報酬率（消費税及び地方消費税は別計算とする。）を乗じて得た額とする。（委託費算出の結果、円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。）

なお、委託した債権について、債務者が当センターに支払った場合は、受託者が回収したものとみなす。

ただし、契約終了後に債務者が債務又は残債を当センターに支払った場合は、この支払が受託者の行為によると認められるとしても、委託費の支払いはしない。

(イ) その他、回収に必要な実費等で、成功報酬として算出できない費用は当センターと受託者が協議のうえ、その支払について定める。

(ウ) 委託費の支払方法

当センターは、契約に基づく契約期間満了後適法な請求書を受領した日から30日以内に委託費を支払う。

(8) 個人情報保護

受託者は当センターから提供された債務者等の個人情報及び業務上知り得た個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び「和歌山県個人情報保護条例」に基づき、適切な管理を行い、その取扱に特に慎重を期し、物理的・人的原因による漏洩が生じないよう措置すること。

なお、上記を担保するため、別記「個人情報保護特記事項」によること。

(9) 業務遂行に係る注意事項

訴訟等法的手続を要する場合及び内容証明郵便発送等特殊な手続を行う場合については別契約とし、対象業務としないものとする。

(10) その他

本仕様書に定めのない事項は、企画提案書の内容をふまえ、当センターと受託者が協議のうえ定めるものとする。

別記 1

個人情報取扱特記事項

第 1 法令等の遵守

受託者（以下「乙」という。）は、和歌山県知事(以下「甲」という。)の定める和歌山県個人情報保護条例（平成 14 年和歌山県条例第 66 号。）に基づき、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

第 2 責任体制の整備

乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

第 3 作業責任者等の定め

- 1 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定めなければならない。
- 2 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

第 4 取扱場所の特定

- 1 乙は、個人情報を取り扱う場所を定めなければならない。
- 2 乙は、甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

第 5 教育の実施

乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

第 6 守秘義務

乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

第 7 再委託

- 1 乙は、本委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、甲の承諾を得て行うことができる。
- 3 前項の場合において、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第 8 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第9 個人情報の管理

乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、個人の権利利益を侵害することのないよう各種の安全管理措置を講じるとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 作業従事者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う場所の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除・機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

第10 収集の制限

乙は、本委託業務において個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その目的を明示した上で本人から収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

第11 提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止

乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

第12 複写又は複製の禁止

乙は、本委託業務において甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

第13 受渡し

乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行わなければならない。

第14 個人情報の返還、消去又は廃棄

- 1 乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。
- 2 乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 乙は、本委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必

要な措置を講じなければならない。

- 4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により甲に対して報告しなければならない。

第 15 報告

乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

第 16 監査及び検査

- 1 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。
- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

第 17 事故時の対応

- 1 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。
- 3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

第 18 契約解除

- 1 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

第 19 損害賠償

乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。